

韓国の養子縁組政策

近藤理恵* 黒木保博** 朴志先*** 桐野匡史*

要旨 本研究は、2013年12月に韓国において行った面接調査をもとに、近年の韓国の養子縁組政策の動向について明らかにすることを目的とした。面接対象は、「中央養子縁組センター」、「ホルト児童福祉会」、「東方社会福祉会」、「未婚母子家族福祉施設」であった。韓国では、民間団体による養子斡旋が活発であるが、2011年の養子縁組特例法の全面改正以降、①裁判所が養子縁組に関与したり、②子どもが自らの出自を知ることができるシステムがより一層整備されたり、③養子縁組に関わるケース・マネジメントが確立されたことにより、以前よりも養子縁組をされる子どもの権利が擁護されるようになったことが明らかとなった。また、韓国では、非婚の母親と子どもへの差別が強いため、彼女たちが生きにくい状況があるが、今後、養子縁組政策と並行して、非婚の母親と子どもが安心して暮らせるシステムづくりを推進していく必要があることが明らかとなった。

キーワード：子どもの権利、ケース・マネジメント、非婚の母親、国際養子縁組

I. はじめに

日本における未成年の子どもへの養子縁組は、特別養子縁組制度、ないしは普通養子縁組制度によってなされる。特別養子縁組制度は「原則として6歳未満の未成年者の福祉のため特に必要があるときに、未成年者とその実親側との法律上の親族関係を消滅させ、実親子関係に準じる安定した養親子関係を家庭裁判所が成立させる」制度である¹⁾。もう1つは、実親との関係を残したまま養子になる、普通養子縁組制度であり、この養子縁組に対しても、家庭裁判所の許可が必要である。ただし、「配偶者の直系卑属（子や孫等）を養子とする場合は家庭裁判所の許可は必要」ではない。また、「養子又は養親となる人が外国人の場合は、家庭裁判所の許可が必要となること」がある²⁾。日本の未成年における養子縁組政策の大きな特徴は、養子縁組の斡旋に関する法律が存在しない、また、ハーグ国際養子縁組条約にも批准していない点にある。こうした状況を受け、近年、養子縁組に関わる法律を策定しようとする動きが、一部の議員や法学者のなかにある³⁾。

ところで、国際養子縁組数が多い韓国では、近

年、国際養子縁組数を抑制し、非婚の母親と子どもに対する政策が強化されている。韓国政府は、2011年に養子縁組特例法を全面改正し（施行2012年）、2013年にハーグ国際養子縁組条約に署名した。現在、2015年にハーグ国際養子縁組条約に正式に批准すべく、養子縁組に関わる制度を整備しているところである。

こうしたなか、ハーグ国際養子縁組条約に批准していない日本において、ハーグ国際養子縁組条約の批准を目指している韓国の養子縁組政策の現状を明らかにすることは、今後の日本における養子縁組政策を検討する上で意義がある。そこで、本稿では、2013年12月に韓国において行った面接調査をもとに、近年の韓国の養子縁組政策の動向について明らかにすることを目的とする。面接調査の対象は、韓国の養子縁組のケース管理や政策提言を行う「中央養子縁組センター」、養子縁組の斡旋を行っている民間団体である「ホルト児童福祉会」、「東方社会福祉会」（韓国では、養子縁組の斡旋は民間団体が行っている）、さらには、非婚の母親と子どものための「未婚母子家族福祉施設」であった。

*岡山県立大学保健福祉学部

**同志社大学社会学部

***韓国ウソン大学

〒719-1197 岡山県総社市窪木111

〒602-8580 京都市上京区今出川通烏丸東入

〒300-718 大田広域市東区紫陽洞17-2

先行研究に関しては、日本において、韓国の養子縁組特例法の改正に関する論文が発表されているが⁴⁾、複数の養子縁組関連機関のスタッフの「生の声」を取り上げた論文ではない。こうしたなか、現場スタッフの生の声に着目することにより、より一層、韓国の養子縁組政策の現状を明らかにすることができるという考えのもと、本稿では複数の養子縁組関連機関のスタッフの生の声に着目しながら、韓国の養子縁組政策の現状について明らかにする。

II. 韓国の養子縁組の状況と政策

(1) 韓国の養子縁組の状況

韓国保健福祉部の資料をもとに韓国の養子縁組数について見てみると(表1)、養子縁組された18歳未満の子どもの数は、2006年に3,231名だったが、年々減少し続け、2012年には1,880名となった。その内、国内養子縁組が1,125名、国際養子縁組が755名であった。

韓国では、朝鮮戦争以降、国際養子縁組が急増し、2005年頃まで国際養子縁組数が多かった。しかし、2005年頃から現在に至るまで、国際養子縁組数は減少し続けている。なお、2007年度には、国内養子縁組数が国際養子縁組数を上回った。とはいえ、2012年度段階においても、755名もの国際養子縁組がなされている。こうしたなか、韓国政府は、国際養子縁組を減少させ、非婚の母親が養子縁組をせずに、自ら子どもを育てたり、国内養子縁組を活性化させる政策に力を入れている。

表1 韓国における、年度別養子縁組数

(単位:名)

区分	計	2005年以前	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
全体	242,449	224,752	3,231	2,652	2,556	2,439	2,475	2,464	1,880
国内	77,082 (31.8%)	67,607 (41.2%)	1,332 (41.2%)	1,388 (52.3%)	1,306 (51.1%)	1,314 (53.9%)	1,462 (59.1%)	1,548 (62.8%)	1,125 (59.8%)
海外	165,367 (68.2%)	157,145 (58.8%)	1,899 (58.8%)	1,264 (47.7%)	1,250 (48.9%)	1,125 (46.1%)	1,013 (40.9%)	916 (37.2%)	755 (40.2%)

出所:韓国保健福祉部資料

(http://www.index.go.kr/potal/main/EachDtlPageDetail.do?idx_cd=2708) (2014年3月20日)

* 2005年以前のデータは、1958年度~2005年度のデータである。

とくに、2012年度の韓国の養子縁組の状況について着目してみると(表2)、国内で養子縁組され

た子どもの性別は、男性よりも女性の方が多かった(男性410名、女性715名)。また、年齢に関しては、3か月未満の子どもの数が最も多く、次いで3か月以上1歳未満の子どもの数が多いなど、年齢が高い子どもに比べ、年齢の低い子どもの方が養子縁組されやすい傾向にある。

表2 国内で養子縁組された子どもの性別と年齢

(単位:名)

区分	計	性別		年齢別			
		男性	女性	3か月未満	3か月以上1歳未満	1歳以上3歳未満	3歳以上
計	1,125	410	715	749	260	94	22

出所:韓国保健福祉部資料

(http://www.index.go.kr/potal/main/EachDtlPageDetail.do?idx_cd=2708) (2014年3月20日)

2012年度における、国内で養子縁組された子どもの養子縁組の理由に関しては、「親が非婚であるため子どもを育てられない」という理由が最も多かった(1,048名)(表3)。

表3 国内養子縁組の理由

(単位:名)

区分	計	非婚の親の子ども	ネグレクトされた子ども	貧困家族の子ども	ひとり親家族の子ども	その他
計	1,125	1,048	19	34	7	17

出所:韓国保健福祉部資料

(http://www.index.go.kr/potal/main/EachDtlPageDetail.do?idx_cd=2708) (2014年3月20日)

2012年度において、海外に養子縁組された子どもの性別に関して見てみると(表4)、女性よりも男性の方が多かった(男性590名、女性165名)。先にも述べたように、国内養子縁組においては、男性よりも女性の数の方が多いため、海外に養子縁組される子どもは女性よりも男性の方が多いと考えられる。

また、2012年度に、海外に養子縁組された子どもの年齢に関しては(表4)、1歳以上3歳未満の子どもの数が最も多かった(713名)。国内養子縁組では、3か月未満が最も多く、次いで3か月から1歳未満の子どもの数が多いため、国際養子縁組では、1歳から3歳までの子どもの数が多いと考えられる。

さらに、2012年度に、海外に養子縁組された子どもの養子縁組の理由に関しては(表4)、国内養子と同様に、親が非婚であるため子どもを育てられないという理由が最も多かった(696名)。

表4 国際養子縁組の状況

(単位:名)

機関名計	性別		養子縁組の理由				年齢別		
	男	女	非婚の母親の子どもなど	貧困家族の子ども	ひとり親家族の子ども	1歳未満	1-3歳未満	3歳以上	
計	755	590	165	696	1	58	33	713	9
ホルト児童福祉会	298	224	74	258	1	39	-	298	-
東方社会福祉会	228	174	54	227	-	1	-	223	5
大韓社会福祉会	229	192	37	211	-	18	33	192	4

出所:韓国保健福祉部資料

(http://www.mw.go.kr/front_new/jb/sjb030301vw.jsp?PAR_MENU_ID=03&MENU_ID=031604&page=1&CONT_SEQ=284892&SEARCHKEY=TITLE&SEARCHVALUE=?) (2014年3月20日)

また、(表4)と同じ資料によれば、国際養子縁組では、国内養子縁組と比較して障がいのある子どもを受け入れるカップルが多いが、755名中、障がいがある子どもは148名であった。

面接調査を行った2013年12月現在、韓国において、海外への養子縁組を斡旋している団体は3か所存在したが(ホルト児童福祉会、東方社会福祉会、大韓社会福祉会)、これらの団体において、2012年度に、海外に養子縁組された子どもの人数とその行先は以下の通りであった。

ホルト児童福祉会から海外に養子縁組された子どもの数は298名であり、その内訳は、アメリカに249名、デンマークに10名、ノルウェーに26名、フランスに4名、ルクセンブルクに9名であった。

東方社会福祉会から海外に養子縁組された子どもの数は228名であり、その内訳は、アメリカに215名、オーストラリアに13名であった。そして、大韓社会福祉会から海外に養子縁組された子どもの数は229名であり、その内訳は、アメリカに128名、スウェーデンに49名、カナダに45名、イタリアに7名であった⁵⁾。

(2) 韓国における養子縁組政策の大改正

先にも述べたように、韓国では、国際養子縁組数を減少させるとともに、ハーグ国際養子縁組条約に

加盟すべく、2011年に「養子縁組特例法」を全面改正した(2012年施行)。韓国政府は、2013年にハーグ国際養子縁組条約に署名をし、2015年に正式にハーグ条約に批准すべく、現在、①民法と養子縁組特例法の内容を統一させる作業、②養子縁組された子どものケース管理を民間団体ではなく、国が管理するシステムづくり、③海外養子の子どもの事後管理のシステムづくりを行っている。

2011年の養子縁組特例法による主な改正点は、以下の通りであった。①実親は子どもとの家族関係登録をしなくなってきた。②養子縁組を行う際に、日本の家庭裁判所に相当する、家庭法院の許可が必要となった。③子どもが生まれてから1週間は、実親の熟慮期間として、養子縁組ができなくなった。④虐待、暴力、性暴力、麻薬経験者は養子縁組をすることができないことが明文化された。⑤民間斡旋機関に対して、国内養子縁組の場合には国から全額補助がある一方、国際養子縁組の場合にはそれがなくなった。⑥養子縁組をした場合、養子縁組をした子どもが13歳になるまで毎月15万ウォンの手当が支給されるようになった(以前は12歳まで支給)。⑦2014年7月から、養子縁組の斡旋をする機関は非婚の母親と子どもが生活する施設を運営できなくなった(これまで、養子縁組の斡旋をする機関が非婚の母親と子どもが生活する施設を運営できていたが、それができなくなった)。⑧中央養子縁組センターが、養子縁組のケース管理をするようになった。⑨虐待等がない限り、原則養子縁組は解消できない。⑩養子縁組機関によるアフターケアの期間が6か月から1年間に延長された⁶⁾。

なお、法改正時に設立された中央養子縁組センターは、保健福祉部が管轄する半官半民の機関であり、英語が話せる16名のスタッフが働いていた。センターの業務は、①子ども、養育する親、実親の情報の管理、②事後のサービス、③養子縁組政策の研究、④養子縁組の文化を広げること(5月11日が養子の日)、⑤海外養子機関への支援である。法改正後、子どもが親を探すことができるように、すべての養子縁組のケース管理はこのセンターで行われている。

(3) 養子縁組政策の改正への評価

中央養子縁組センターに対する面接調査によれば、近年の養子縁組政策の改正は、子どもの権利の

擁護の視点からなされている点にその特徴がある。この点について、アン・ジェジン(2011)も、今回の改正により、養子縁組制度が家のための制度、親のための制度から子どものための福祉制度に変わってきており、子どもの権利もますます強化されてきていると評価している⁷⁾。

ただし、今回の改正により非婚の母親が出生届を提出しなければならなくなったため、養子縁組数が減少するとともに、ソウル市内にある教会が設けている場所(「ベビー・ボックス」と呼ばれている)などに子どもを遺棄する親が増加していると、マスメディアは報道している^{8) 9) 10)}。

このような韓国の状況に関して、イ・チョルホ(2013)は、養子縁組特例法の最大の論点は子どもの出生届に関する義務条例であると主張した上で、この問題を解決するために、非婚の母親の立場から制度設計し直す必要性を訴えている¹¹⁾。また、チャン・ギョンスク(2013)は、未成年の非婚の母親の出生届の義務をなくすことや養子縁組前の熟慮期間を短縮することを主張している¹²⁾。

Ⅲ. 養子縁組政策の改正に対する「未婚母子家族福祉施設」の施設長の評価

(1) 養子縁組政策の改正について

上記のことから明らかのように、養子縁組政策と非婚の母親と子どもの政策は表裏一体の関係にあるのだが、こうしたなか、面接調査を行った「未婚母子家族福祉施設」の施設長は、今回の養子縁組特例法の改正やハーグ条約への署名に関して、子どもの権利の強化であると評価していた。

海外に養子に行った子どもたちは、親を探すために、この施設に来所する。養子に行った理由を知りたがる子どもたちの様子を見続けてきた施設長は、子どもたちからしばしば聞かれる12個の質問に対して、16人の非婚の母親が手紙形式で答えた英語の本を出版し、来所する子どもたちにその本を見せていた。その質問内容は、「母親はどのような人なのか」、「自分の誕生日や名前を覚えているのか」、「自分が養子に行ってから母親の生活は変わったのか」、「なぜ養子に出されたのか」、「自分の顔は母親に似ているのか」などであった。この本の執筆に協力した16人の母親は昔の辛い気持ちを思い出すとともに、周囲の家族から「良いことだと思ってそれを書いているのか」と言われたが、彼女たちはその

苦痛を乗り越えてこの本を出版したということであった。

(2) 養子縁組前の熟慮期間について

養子縁組前の熟慮期間について、施設長は、出産をしたばかりの人にこの期間はあまりにも短すぎるため、少なくとも2か月の熟慮期間が必要であると考えていた。法律を改正する際、1か月という案も出ていたが、養子縁組を行っている機関からの要請で、1週間になったということであった。

(3) 養子縁組幹旋機関が非婚の母親と子どもの施設を運営できなくなった点について

後述するが、養子縁組の機関のスタッフは養子縁組幹旋機関が、非婚の母親と子どもの施設を運営できなくなった政策を「現実を知らない人がつくった政策」と批判していた。また、養子縁組幹旋機関は、この点に関して、「職業の自由の制限」だと、訴訟を起こしたということであった。一方、「未婚母子家族福祉施設」の施設長は、このような政策を評価していた。

(4) 非婚の母親から生まれた子どもの存在

現在韓国では、非婚の母親と子どもが一緒に「未婚母子家族福祉施設」に入所することができるが、2003年まで、子どもは入所できなかった。施設長によれば、その理由は、「韓国政府が非婚の母親から生まれた子どもの存在を認めていなかったから」である。この施設は1973年にアメリカの女性が創設した施設であるが、1989年から母親と子どもと一緒に住めるようにした。しかし、保健福祉部は親子の同居を認めず、1994年に一旦親子の同居をストップした。その後、この施設は、親子の同居を認めるように保健福祉部に要求し続けた。2003年から韓国政府は非婚の母親の子どもの存在を認め、全国に母子で生活できる施設が5か所でモデル事業としてはじまり、2006年から正式に母子がともに施設入所できるようになった。

(5) 非婚の母親と子どもの支援について

韓国政府は、施設以外の所で暮らす、非婚の親と子どもの支援を強化するために2010年から「ひとり親家族福祉相談所」を設置しているが、この施設でも、施設入所やグループホームの他、施設以外の

所で暮らす、非婚の母親と子どもの支援を、「ファミリーセンター」という名前の相談所において行っていた。

妊娠している相談者の9割は、施設入所を希望される。この施設では、妊婦に施設入所してもらった後に、出産前に人生計画を立ててもらい、養子縁組の有無を選択してもらっていた。そして、ファミリーセンターでは、施設退所後、あるいは在宅で暮らす非婚の母親と子どもを対象に、ケアを行っていた。具体的には、個別相談の他、グループワーク、学歴に関する支援、職業教育支援を行っていた。

IV. 養子縁組斡旋団体による養子斡旋とケースマネジメント

養子縁組斡旋を行う民間団体の認定については、以前は保健福祉部が国内・国際養子斡旋団体とも認定を行っていたが、現在は、地方自治体が国内の養子斡旋団体の認定を行い、保健福祉部が海外への養子斡旋団体の認定を行っている。現在、海外の養子斡旋の認定を受けている団体は3か所存在する。

海外と国内を対象に養子斡旋を行っている、東方社会福祉会とホルト児童福祉会に対する面接調査によれば、養子斡旋に関わる業務は、以下の通りであった。

(1) 実親からの相談と子どもの養育

両団体とも、実親（その大半は非婚の母親）から子どもを育てられないという相談を受け、その際に、養子縁組の制度について詳細な説明を行った後、実親が、養子縁組の有無を選択していた。2011年の法改正により、1週間の熟慮期間が設けられたが、ホルト児童福祉会の面接調査によれば、2～3日間病院で過ごした後、母親と子どもが過ごす場所が不足しているということであった。なお、実親が養子縁組を選択し、養子縁組先が決まるまでの間、養子縁組される予定の子どもは、委託家庭でケアされる。東方社会福祉会は、ソウル市で200か所、全国で300か所の委託家庭を有していた。委託家庭（条件：50歳以下で、経済的に余裕があり、家族の同意が必要）には少額が支払われるが、委託家庭におけるケアはボランティア精神のもとに成り立っているということであった。また、法改正後、家族関係登録をしたくないため、匿名で無期限に子どもを預ける「ベビーボックス」に子どもを預ける人も存

在するということであった。

(2) 養子を希望する人の調査

両団体とも養子縁組を希望する人の調査を行っていた。ホルト児童福祉会の面接調査によれば、養子縁組をしたいカップルの面談を行った後、夫婦別々に面談を行い、その後、法規定通り、家庭訪問を2回行っていた。家庭訪問の2回の内、1回は家庭を訪問し、もう1回は養子縁組したい人の職場を訪問することもあった。

先にも述べたように、虐待、暴力、性暴力、麻薬といった犯罪歴のある人は養子縁組をすることができないが、法改正後、これらの団体が、養子縁組を希望する人の同意書をもとに警察に犯罪歴を調べることができるようになっていた。

また、これらの団体のスタッフは家庭訪問により家族の調査を行い、その調査結果を養子縁組の申請の際に、家庭法院に提出していた。具体的には、養子縁組の動機について調査がなされていた。不妊の場合、実子がいる場合のいずれの場合にも、夫婦で養子縁組について話し合って同意がなされているかについて調査がなされていた。また、家事分担やパートナーに対する満足度など、夫婦関係の満足度の他、子どもに対する希望について調査がなされていた。さらに、財産、住居形態、仕事の状況、子育て環境、健康状態、夫婦の成長記録、養子の子どもに対する宗教の自由度についても調査がなされていた。

(3) 養子を希望する人への教育

両団体とも、法規定通り、養子を希望する人に対して、8時間の教育を行っていた。研修を受けた人は、修了証明書を受け取っていた。教育の際、事例をもとに、養子縁組の事実の告知の仕方についても教育していた。ホルト児童福祉会のスタッフによれば、告知は早い段階がよく、タイミングを逃すとよくないということであった。スタッフは、「3、4歳になると、『自分はお母さんのおなかの中から生まれてきたの?』という質問が多く出てくるが、そのときに嘘についてタイミングを逃すと、5、6歳で改めて告知しようと思って信頼関係が崩れてしまう。きついと思うが、子どもにはオープンにした方がいいと思う」と述べた。東方社会福祉会のスタッフも、基本的に同じ考えをもっていたが、ただし、告

知のタイミングが遅れて一生告知しない人や、子どもが結婚する前に告知する場合もあるということであった。

(4) マッチングと家庭法院への書類の提出

両団体とも、養子縁組をしたい人と子どもとマッチングをした後に、調査結果を含めた関連書類を家庭法院に提出していた。東方社会福祉会のスタッフによれば、韓国では、障がいのある子どもや男の子と養子縁組をしたい人が少ないため、こうしたケースの場合、国際養子縁組をすることが多かった。

(5) アフターケア

先にも述べたように、養子斡旋をした民間団体は1年間のアフターケアをしなければならない。ただし、東方社会福祉会によれば、1年間ではあまり悩みを抱える人はいない。むしろ、その後に悩みを抱える人が多かった。相談内容で一番多い内容は子どもに障がいがあることが判明したという内容であった。また、子どもと親との愛着関係、養子縁組前と後の現実のギャップ、夫婦間のトラブルなどの相談も多かった。

国内の養子縁組の場合、トラブルが起きると相談に来る人が多く、スタッフはその相談にのったり、集団教育をしたり、子ども、養子縁組をした親、養子縁組をした親と子、それぞれを対象にしたグループワークを行っていた。ホルト児童福祉会でも同じような実践がなされていた。

(6) ケース記録の管理と実親を探すことの支援

両団体とも、子どもが大きくなったときに、子どもと実親との関係がわかるように、子どもの情報に関するケース管理を行っていた。そして、海外から実親を探しに来た子どもへの支援も行っていた。

(7) 養子縁組政策の改正に対する評価

韓国政府の養子縁組政策の改正に関して、ホルト児童福祉会のスタッフは、「養子になった子どもだけではなく、実親が育てられる支援をしていくべきである」と考えていた。また、今回の法改正により、「これまでオープンにできなかった非婚の母親のことを社会にわかってもらうきっかけになったと思う」と述べた。そして、現在、非婚の母親と子どもが暮らせるグループホームは全国に25か所しか

存在しないが、「非婚の母親が生活、自立できる場所をつくるのが望ましい」と考えていた。ただし、養子縁組斡旋団体が今後非婚の母親と子どもの施設を運営できなくなる政策に対しては、「現場を知らない人の政策である」と批判的な見解をもっていった。

V. おわりに

以上より、韓国では、未だ国際養子縁組数が多く、裁判所による養子縁組の許可がはじまったばかりである一方、ハーグ条約に加盟するために努力するなど、現在、韓国は養子縁組政策の変動期にあるといえる。韓国では、以前から民間団体による養子斡旋が活発であったが、今回の改革により、①裁判所が養子縁組に関与したり、②子どもが自らの出自を知ることができるシステムがより一層整備されたり、③養子縁組に関わるケース・マネジメントが確立されたことにより、以前よりも養子縁組をされる子どもの権利が擁護されるようになった。

また、現在、韓国では、非婚の母親と子どもへの差別が強いため、彼女たちが子どもとともに、安心して暮らすことが容易ではない状況があるが、今後、非婚の母親が子どもたちと安心して暮らせるシステムづくりを推進していく必要がある。

以上のような韓国の養子縁組政策を参考にしながら、今後日本の養子縁組政策のあり方について検討していく必要があるといえる。とくに、子どもの権利の擁護という思想をもとに、子どもが自らの出自を知ることができるシステムづくりと、ケース・マネジメントにより子どもたちが幸せに暮らしているシステムづくりを推進していく必要がある。

付記

お忙しいなか、本調査にご協力いただきました皆様には深く感謝申し上げます。

参考文献

- 1) 裁判所ホームページ (http://www.courts.go.jp/saiban/syurui_kazi/kazi_06_09/) (2014年8月30日)。
- 2) 同上 (http://www.courts.go.jp/saiban/syurui_kazi/kazi_06_08/) (2014年8月30日)
- 3) 奥田安弘、高倉正樹、遠山清彦、鈴木博人、野田聖子 (2012) 養子縁組あっせん—立法試案の解

- 説と資料. 日本加除出版.
- 4) 姜恩和 (2014) 2012年養子縁組特例法にみる韓国の養子制度の現状と課題. 社会福祉学, vol.55, No.1 : 63-75.
- 5) 韓国保健福祉部 (http://www.mw.go.kr/front_new/jb/sjb030301vw.jsp?PAR_MENU_ID=03&MENU_ID=031604&page=1&CONT_SEQ=284892&SEARCHKEY=TITLE&SEARCHVALUE=입양) (2014年3月20日).
- 6) 養子縁組特例法第25条 (アフターケアの提供) では、以下のように規定されている。
- ①養子縁組機関の長は養子縁組が成立された後、1年間養親と養子の相互適応のため次の各号のアフターケアをしなければならない。ただし、国外養子縁組の場合は次の各号を適応しない。
1. 養親と養子の相互適応状態に関する観察およびこれに必要なサービス
 2. 養子縁組家庭での子どもの養育に必要な情報の提供
 3. 養子縁組家庭が随時相談できる窓口の開設および相談スタッフの配置
- ②養子縁組の長は当該国家の協力機関を通して養子縁組児童が養子縁組された国家の国籍を取得したかを確認し、その結果を第26条による中央養子縁組センターの院長を通して保健福祉部長官に報告しなければならない。
- ③養子縁組機関の長は国外に養子縁組された子どものため母国訪問事業など大統領令で定める事業を実施しなければならない。
- 7) アン・ジェジン (2011) 国内法に現れる養子縁組制度の変遷過程の分析：児童権利の観点から. 韓国家族福祉学, 第16巻, 4号 : 71-95.
- 8) 国民日報 (2013.1. 3) “養子縁組特例法によりで赤ちゃんを捨てています” 養子縁組時の出生申告の義務化…養子縁組の放棄→遺棄が相次ぎ (<http://news.kukinews.com/article/view.asp?page=1&gCode=kmi&arcid=0006771981&cp=du>).
- 9) 週刊東亜 (2013.2.25) イシュー養子縁組特例法の副作用の論欄、“誰のための出生申告ですか？” 家族登録に烙印、非婚母の乳児遺棄が急増…厳しい養子縁組の手続きにじだんだを踏む (http://weekly.donga.com/docs/magazine/weekly/2013/02/25/201302250500005/201302250500005_1.html).
- 10) JTBC (2013.11.29) 捨てられる赤ちゃん、月20名…養子縁組特例法の副作用が多い (http://news.jtbc.joins.com/article/article.aspx?news_id=NB10386206).
- 11) イ・チョルホ (2013) 養子縁組特例法と養子縁組の人権問題. 韓国コンテンツ学会 2013春季総合学術大会 : 185-186.
- 12) チョン・ギョンスク (2013) 改正養子縁組特例法の施行1年、懸案問題と課題. 京畿道家族女性研究院, 第1号 : 1-16.
- *本研究は、科学研究費、黒木保博研究代表「多文化社会の社会的リスクに対応するソーシャルワーク理論と実践論に関する研究」基盤研究 (B)、研究課題番号 : 23330187によるものである。

Policies on Adoption in Korea

RIE KONDO*, YASUHIRO KUROKI**, JISON PARK***,
MASAFUMI KIRINO*

**Department of Health and Welfare Science, Okayama Prefectural University*

***Department of Social Welfare, Doshisha University*

****Department of Social Welfare, Usoon University*

Keywords : rights of the child, case management, unmarried mothers , international adoption